

本年4月から『後期高齢者医療制度』が始まります

平成20・21年度の**保険料**が決まりました

現在の老人保健制度に代わる新しい後期高齢者医療制度が、平成20年4月から始まります。この制度では、被保険者一人ひとりが保険料を負担することになります。このたび、同制度を運営する兵庫県後期高齢者医療広域連合が、被保険者の皆さんにご負担いただく保険料率などについて定めた「後期高齢者医療に関する条例」を昨年11月に開催した広域連合議会に提案し、審議の結果、可決されました。

今月から2回に分けて、制度の概要や保険料率などをお知らせします。



- ① 制度の運営は、兵庫県後期高齢者医療広域連合が行います。
- ② 75歳以上の方（一定程度の障害の認定を受けた方は65歳以上）が対象です。
- ③ 保険料は広域連合が決定し、原則として年金から特別徴収（天引き）します。
- ④ 対象者全員に、独自の保険証を1人に1枚ずつ交付します。
- ⑤ 医療費の窓口負担は、一般の方は1割、現役並み所得の方は3割です。

■対象者（被保険者）は？

制度施行後、75歳になったとき（65歳から74歳の方で一定の障害のある方は、申請により兵庫県後期高齢者医療広域連合が認定したとき）から被保険者となります。

なお、現在、老人保健制度により医療を受けられている方（障害認定適用者を含む）は、後期高齢者医療制度の施行と同時に、自動的に本制度の被保険者資格を取得することになるため、手続きは必要ありません。

■保険料はいくらですか？

①兵庫県における保険料額はどれくらいですか？

後期高齢者医療制度では、対象となる被保険者の皆さん一人ひとりに保険料を負担していただくこととなります。保険料額は、兵庫県後期高齢者医療広域連合が条例に基づいて定め、被保険者全員に等しく課される被保険者均等割額と、被保険者の所得に応じて課される所得割額の合計額となります。

$$\text{保険料額 (①+②)} = \text{被保険者均等割額①} + \text{所得割額②}$$

年額 43,924 円 基礎控除後の総所得金額等 × 8.07% (所得割率)

※所得のない方は、所得割額はかかりません。

②保険料の軽減制度はありますか？

所得の低い世帯に属する被保険者は、被保険者均等割額が軽減されます。

世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額など	軽減割合
基準額 = 【基礎控除額 (33万円)】を超えないとき	7割
基準額 = 【基礎控除額 (33万円) + 24.5万円 × 被保険者数 (被保険者である世帯主を除く)】を超えないとき	5割
基準額 = 【基礎控除額 (33万円) + 35万円 × 被保険者数】を超えないとき	2割

【チェック！】

国民健康保険と同様、当分の間、年金収入につき、公的年金等控除を受けた人について、高齢者特別控除（総所得金額から15万円を控除）が適用されます。